

中環審第1132号
令和2年8月20日

環境大臣
小泉進次郎 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦

今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）

平成7年9月20日付け諮問第24号により中央環境審議会に対してなされた「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（諮問）」のうち、1. 塩化メチル及びアセトアルデヒドに係る指針値について、2. 「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の改定について、大気・騒音振動部会に有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会を設置し、検討を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 塩化メチル及びアセトアルデヒドに係る指針値について

塩化メチル及びアセトアルデヒドに係る指針値の提案について、別添1、2の有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会報告を了承する。

これに基づき、塩化メチル及びアセトアルデヒドについて、別表のとおり指針値を設定することとする。

別表 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

塩化メチル	年平均値 94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド	年平均値 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

2. 「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の改定について

「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の改定について、別添3の有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会報告を了承する。